

子どもを大切に 地域の保育園を大切に



名古屋市へ届けよう 私たちの願い

- 公立保育園の園舎を有償譲渡する際には、解体を想定したアスベスト調査を実施し、除去が必要な場合はその費用を負担してください。
- ふたつばし保育園旧園舎のアスベスト除去費用 11,998,020円について熱田福祉会に補償してください
- 整備補助を受けて解体する民間保育園の園舎からアスベストが検出された際には、アスベスト除去費用を上乗せで補助できるよう、国に働き掛けてください。

地域の子どもと保育園を大切にする会

名古屋市中村区二ツ橋町三丁目35 ふたつばし保育園内
☎ 052-387-8655(熱田福祉会)

* 記載済の署名用紙は8月31日までに上記までご提出ください。

名古屋の子どもたちの保育環境を守るために
民間保育園園舎のアスベスト対策を求める請願書

2021年 月 日

名古屋市議会議長 服部将也 様

紹介議員

請願代表者 名古屋市中村区二ツ橋町三丁目35 ふたつばし保育園内
地域の保育園を大切にする会 代表 平松 知子

〈請願趣旨〉

2016年、名古屋市は市立二ツ橋保育園の民間移管法人に社会福祉法人熱田福祉会を選定し、園舎の譲渡契約を1,956,992円で結びました。そして2018年度、熱田福祉会は「ふたつばし保育園」を開園し、2020年度には、民間保育所等整備補助金を受け、定員増を伴う園舎改築工事に取り組んできました。

しかし、熱田福祉会が譲渡された旧園舎を解体前にアスベスト調査したところ、市から「使用されていない」と口頭説明を受けてきたアスベストが検出されました。そのため、アスベスト除去費用11,998,020円を熱田福祉会が負担することとなりました。アスベストの危険性は社会的に知られており、本来なら民間移管の説明会や譲渡契約の際に名古屋市がきちんと調査し説明するべきことです。これまでの判例でも、自治体が所有していた施設の譲渡で、残存するアスベストについての説明義務違反が認められて、除去費用相当額の損害賠償の支払いを命ずる判決がでています（東京高裁令和元年5月16日、大津地裁平成26年9月18日）。しかし、熱田福祉会からの要望に対して、名古屋市は費用負担を拒否しています。

また、ふたつばし保育園旧園舎の解体費用20,337,731円に対して、国の整備補助の解体費単価の上限4,222,000円はきわめて低額です。民間保育園が改築をする際に、アスベストに対応できる金額ではありません。民間移管による譲渡や民間保育園の改築の際に国や自治体がアスベスト対策をしなければ、園や法人に過大な負担がかかり、本来守られるべき子どもたちの保育環境に影響を及ぼしかねません。

そこで、以下の項目について請願します。

〈請願項目〉

- ・ 名古屋市は、公立保育園の園舎を有償譲渡する際には、解体を想定したアスベスト調査を実施し、除去が必要な場合はその費用を負担してください。
- ・ 名古屋市は、ふたつばし保育園旧園舎のアスベスト除去費用11,998,020円について熱田福祉会に補償してください。
- ・ 名古屋市は、整備補助を受けて解体する民間保育園の園舎からアスベストが検出された際には、アスベスト除去費用を上乗せで補助できるよう、国に働き掛けてください。

氏 名	住 所

この署名用紙は厳重に保管され、集計後、議会に提出します。請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。

黒もしくは青色のペン書にしてください。